

# 第4章 水・大気環境の保全

## ● 第1節 水資源の保全と適正な利活用 ●

### 現状と課題

- 1 本県には、日本海に注ぐ信濃川（千曲川）、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曾川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、その上流に位置する県として、水質などの保全に努める必要があります。
- 2 近年、水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能の低下などが危惧されています。

### 施策の展開

#### 1 水源地域の保全

水資源を保全するためには、いつ、誰によって、どのような目的で水源地域の土地の取引などが行われるか、常に把握し、適切に指導・監視していくことが必要です。このため、土地所有者の把握や土地取引情報を事前に把握し、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、2013（平成25）年3月に制定した「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源保全地域（重要な水源地域）の指定と同地域における土地取引などの事前届出制により、水資源の保全に取り組んでいます。2017（平成29）年度には、1地区の指定を行い、延べ18地区が指定されています。

→ p.143：「表2-4-1 水資源保全地域の指定状況」

#### 2 地下水の涵養

水源涵養などの森林の公益的機能を発揮させるため、「長野県森林づくり指針」に基づき、間伐を中心とした森林整備を進めるとともに、計画的に伐採、再造林を行い、多様な林齢・樹種からなる森林づくりを進めます。

また、地下水の涵養などの農業・農村が持つ多面的機能を適切に維持・管理させるため、日本型直接支払制度\*等を活用した農地の保全と有効利用を推進します。

\* 日本型直接支払制度→p.188

## 長野県豊かな水資源の保全に関する条例の概要

### 条例制定の趣旨

- 長野県の豊かな水資源は、県民共有の貴重な財産です。
  - 全ての県民が豊かな水資源の恵みを楽しむことができるようにするためには、県、土地所有者など、事業者、県民がそれぞれの責務を認識し、本県の豊かな水資源を保全するために取り組む必要があります。
  - このため、県では、水源地域の土地の取引などについて、事前届出制により、常に把握し、適切に指導・監視していく新たな条例を制定しました。
- ⇒県は、市町村が行う地下水の取水に関する規制などと相まって、水資源の保全のための取組を推進します。
- ⇒土地所有者などは、水質の保全及び水量の確保に努めていただくことになります。

### 1 水資源保全地域の指定

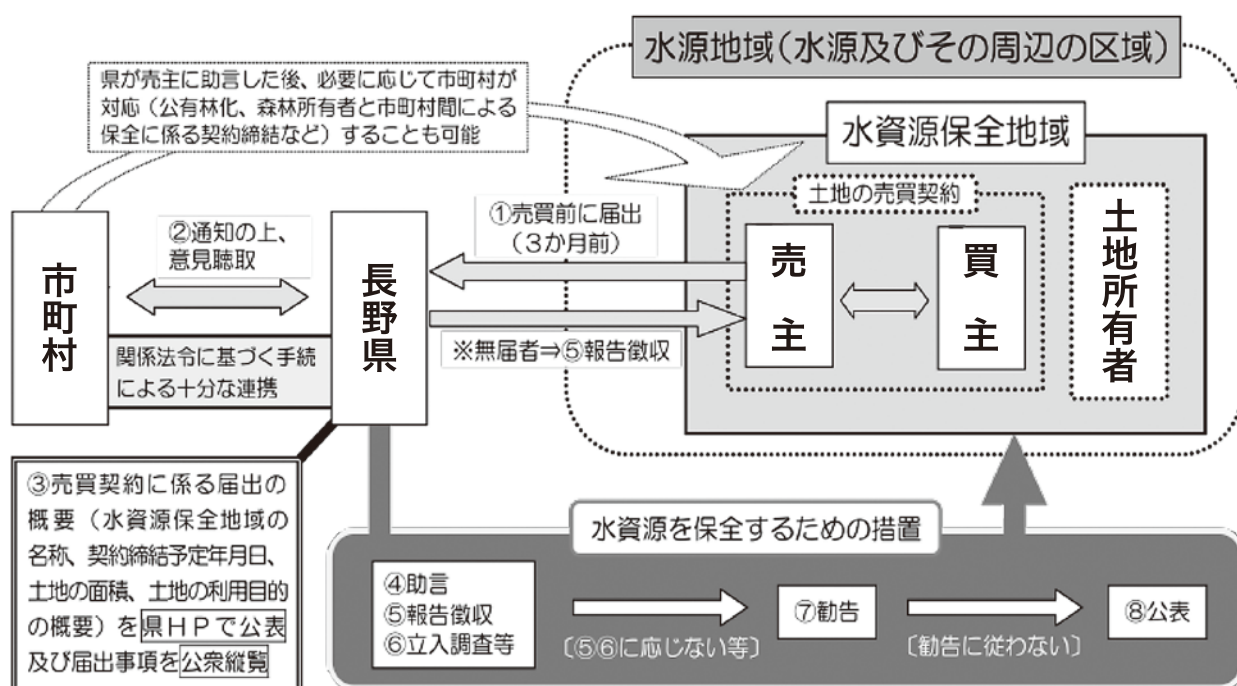
- 知事は、水源地域のうち、水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができます。
- 指定に当たっては、関係市町村長の理解と協力が不可欠ですので、「水資源保全地域」を管轄する市町村長の申出によるものを原則とします。
- 指定を希望する市町村長から指定の申出又は要請がない場合も、関係市町村長の意見を聴いた上で、知事が自らの判断で指定することができます。
- 知事は、「水資源保全地域」として指定する際には、長野県環境審議会の意見を聴くとともに、14日間の公告・縦覧を行い、利害関係者の意見も聴き、その後、告示により指定します。

### 2 水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制等の水資源を保全する取組

- 水資源保全地域内に土地を所有する者（土地所有者など）は、森林・水田の整備・活用を通じて水源涵養機能を維持・増進し、水資源の質の保全及び量の確保に努めてください。
- また、土地所有者などは、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為及び水資源の保全に支障を生ずるおそれのある土地利用をしないよう配慮してください。
- 土地取引などの事前届出制について（参考1を参照してください。）
  - ① 土地を売る又は地上権若しくは賃借権を設定する契約を締結しようとする場合には、3か月前までに、必要事項を知事（窓口：地域振興局環境課）に届け出てください。ただし、森林以外であって500㎡未満の土地取引などについては、届出は不要です。

- ② 知事は、関係市町村長に①の届出の写しを送付して意見を求めます。市町村長は、当該土地の公有地化の是非などを含め、水資源の保全の観点から意見を述べます。
- ③ 知事は、①の届出の概要（面積、契約年月日など）を県のホームページなどで公表するとともに、当該届出事項を公衆の縦覧に供しますので、どなたもご覧になれます。
- ④ 知事は、市町村長からの意見などを踏まえ、水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした人（売主など）又は当該届出に係る契約の相手方（買主など）に対し、当該土地の利用の方法等に関し必要な助言をすることがあります。
- ⑤ 知事は、④により助言した人又は届出がない人に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めるとともに、職員に立入調査させることがあります。
- ⑥ 知事は、報告をしない人、立入調査を拒んだ人などに対し、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、勧告を受けた人がそれに従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することがあります。
- ⑦ 知事は、水資源の保全に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、水資源保全地域内の土地所有者などの誰に対しても、上記④～⑥を行うことができます。
- ⑧ 水資源保全地域内の土地所有者は、契約の相手方（買主など）が決まっていない場合に知事に届出を行い、市町村に対して公有林化などを求めることができます。

（参考）水資源保全地域における土地取引等の事前届出制のイメージ図



（参考）①～③については、必ず行います。④～⑧については、必要に応じて行います。（④については、必要に応じ、環境審議会への諮問）